



空き家の調査を行っています

住宅政策課 ☎47-1202

安芸高田市では、現在腕章を付けた空き家調査員が市内各地域を回り空き家の調査を行っています。空き家調査員が空き家の特定を行うため、お近くにお寄りした時はできる限りの情報提供をお願いします。

空き家所有者等の方には、空き家の有効活用（賃貸・売却）や将来的に自己管理されるのか意向調査を行っていきます。

空き家の有効活用としましては、「空き家バンク」制度がありますので、売りたい空き家、貸したい空き家がありましたら、住宅政策課へお問い合わせください。

【空き家バンクとは】

① 空き家情報をホームページで紹介

市内に空き家を所有する方から賃貸・売買可能な空き家の情報を提供いただき、安芸高田市ホームページ「空き家の情報」へ掲載します。

② 空き家希望者等へ情報を提供

空き家希望者に提供する情報は、賃貸・売買条件等で、所有者の個人情報（お名前、住所、電話番号）に関する情報は、入居を希望され、直接話していた

額未満の方
※臨時福祉給付金の支給対象者および生活保護受給者は対象になりません。

【支給額】

○対象児童1人につき1万円
【申請手続き】

○6月下旬頃より、公務員の支給対象者以外の方には、申請書を送付する予定です。※公務員の方は、所属する所属長が証明書と申請書を発行します。

○申請書の受付期間は、7月からの3か月間を予定しています。

【お問い合わせ】臨時福祉給付金について・総務課
子育て世帯臨時特例給付金について・子育て支援課

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

・市、国、県などがATMの操作をお願いしたり、給付のために手数料などの振込を求めたりすることは絶対にありません。

・現時点で、市、国、県などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

市、国、県などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず市役所や警察署にご連絡ください。

だく段階になってからお知らせします。

③ 空き家所有者と入居希望者との交渉・契約

市は、希望者の紹介までとし、賃貸・売却の交渉・契約については当事者同士で行なうことができます。（個人同士での交渉・契約が不安な方には、不動産業者に仲介へ入っていただくことをお勧めします。）

④ 空き家改修補助金の紹介

空き家バンクに登録された物件につきましては、空き家改修補助金制度（改修費用の2分の1、補助金上限額・百万円）を受けられることができます。

【条件】

- ・市外の希望者へ賃貸（5年以上）、売買される場合
- ・市内の建築事業者が物件の改修を行うこと
- 等、諸要件がありますので事前にお問い合わせください。

⑤ 個人情報の保護

安芸高田市は、この空き家情報提供で収集した個人情報を、他の目的で利用し、又は提供いたしません。（安芸高田市個人情報保護条例に則って個人情報適正に管理します。）



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の内容をお知らせします

総務課 ☎42-5611 子育て支援課 ☎47-1283

消費税率の引き上げに伴う生活支援策として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が給付されます。

臨時福祉給付金

【支給対象者】基準日（平成26年1月1日）に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、平成26年度分の市民税（均等割）が課税されない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、あるいは生活保護制度の被保護者となっていない場合などは対象外です。

【支給額】

○支給対象者1人につき1万円
○支給対象者が次のいずれかの場合は、5千円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

【申請手続き】

○6月下旬頃より、給付対象者に対し申請書を直接送付する予定です。

○申請書の受付期間は、7月からの3か月間を予定しています。

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】

○平成26年1月分の児童手当受給者（平成26年1月1日生まれの児童を含む）
○平成26年度（平成25年中）の所得が児童手当の所得制限限度

※臨時福祉給付金の支給対象者および生活保護受給者は対象になりません。

【支給額】

○対象児童1人につき1万円
【申請手続き】

○6月下旬頃より、公務員の支給対象者以外の方には、申請書を送付する予定です。※公務員の方は、所属する所属長が証明書と申請書を発行します。

○申請書の受付期間は、7月からの3か月間を予定しています。

【お問い合わせ】臨時福祉給付金について・総務課
子育て世帯臨時特例給付金について・子育て支援課

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

・市、国、県などがATMの操作をお願いしたり、給付のために手数料などの振込を求めたりすることは絶対にありません。

・現時点で、市、国、県などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

市、国、県などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず市役所や警察署にご連絡ください。



浄化槽市町村整備事業（市設置型浄化槽）と小型合併処理浄化槽管理移行について

上下水道課 ☎47-1204

○浄化槽市町村整備事業（市設置型浄化槽）について

事業内容：浄化槽市町村整備推進事業（市設置型）とは、分担金22万円を納付していたが、市が浄化槽を設置します。ただし、浄化槽設置に伴うトイレなどの改造・排水管の布設費用などは個人負担となります。使用開始後は使用料を徴収させていただきます。浄化槽は市が管理を行います。

対象者：下水道等の集合処理区域以外で、平成27年3月20日（金）までに5人〜12人槽の浄化槽を設置できる方

受付期間：平成26年4月1日から平成26年12月26日まで（設置予定基数の130基になり次第、申込を締め切ります。）

受付場所：上下水道課建設係

※平成26年度中に市設置型浄化槽を希望される方は、上下水道課までお越しの上、申し込みをしてください。なお、申込の際は印鑑と地籍図発行のための手数料350円を

○小型合併処理浄化槽管理移行について

※市設置型浄化槽を設置するにはいくつかの条件がありますので、申込の際に詳しく説明いたします。

準備ください。

※市設置型浄化槽を設置するにはいくつかの条件がありますので、申込の際に詳しく説明いたします。

行について

事業内容：個人で管理されている合併浄化槽を、管理移行申請していただくことにより、安芸高田市が個人に代わって管理します。なお、管理移後は使用料を徴収させていただきます。

管理内容：保守点検・清掃・法定検査

対象地域：下水道等の集合処理区域外

対象浄化槽：合併処理浄化槽12人槽以下 設置届が受理されているもの

受付場所：上下水道課管理係

※上下水道課で管理移行申請の条件等手続きについて、詳しく説明いたします。なお、申込の際は印鑑と地籍図発行のための手数料350円を準備ください。



耐震診断・耐震改修工事の費用を一部補助します

住宅政策課 ☎47-1202

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、死者の8割以上が建物の倒壊等による圧死が原因でした。倒壊した建物の多くは、昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物でした。

近年では、平成23年3月の東日本大震災や、今年3月に安芸高田市で震度5弱を計測した伊予灘を震源とした地震など、日本各地

で地震が発生しており地震はいつどこで発生してもおかしくない状況です。

このような中、安芸高田市では平成21年4月から木造住宅について「耐震診断」「耐震改修工事」に対する補助金を交付し、安全安心なまちづくりを進めています。

※耐震診断・耐震改修工事への補助は「安芸高田市木造住宅耐震診断設計資格者名簿」に登録されている建築士が耐震診断・耐震改修工事監理等を行った場合のみ適用されますのでご注意ください。

★併せて住宅リフォームをされる場合は更なる補助金を活用できます。

安芸高田市内業者による耐震改修工事と併せて住宅リフォームをされる場合は、更に「安芸高田市安全・安心・住環境リフォーム普及促進補助金」を活用できます。

詳細については、住宅政策課にお問い合わせください。

「耐震改修診断」「耐震改修工事」を行う場合には、次の制度が利用できます。詳細については、住宅政策課にお問い合わせください。

制度	内容	対象
木造住宅耐震診断補助事業	診断にかかる費用の2/3(上限:4万円/1件)	昭和56年以前に建築された木造戸建住宅
木造住宅耐震改修補助事業	工事費の1/3(上限:40万円/1件)	昭和56年以前に建築された木造戸建住宅